

異議申立書

宮内庁長官 殿

2012年1月16日

異議申立人

瀬畑 源

行政不服審査法第6条に基づき、下記の通り異議を申し立てる。

1 . 異議申立人の住所、氏名、年齢

住所：

氏名：瀬畑 源

電話番号：

生年月日：

2 . 異議申し立てに関わる処分

貴庁の平成23年(2011年)12月1日付の異議申立人に対する特定歴史公文書等利用不可決定(宮内書発甲第880号)

3 . 前項の処分があったことを知った年月日

2011年12月3日

4 . 異議申し立ての趣旨

第2項記載の処分決定の取り消しを求める。

5 . 異議申し立ての経緯

- ・異議申立人は上記住所に居住する個人である。
- ・異議申立人は2011年11月9日、処分庁に対し、公文書等の管理に関する法律(以下、本法という)に基づき、「侍従職「業務日誌」昭和33年」の開示を請求した。
- ・処分庁は2011年12月1日に、上記請求に対して「利用不可」を決定し、その理由として「本件請求の対象とする文書は、当館では保有していないため、目録に登載されていないものである。そのため、本件請求は、公文書等の管理に関する法律第16条が定める目録の記載に従った理由の請求とはなっていない」と述べた。
- ・異議申立人はこの処分に対して不服を申し立てる。

6 .異議 申し立ての理由

当該文書は、異議申立人が2006年8月10日、宮内庁書陵部図書課公文書係に閲覧の申し出を行い、2009年8月27日に部分閲覧が認められ、同31日に閲覧した文書である(資料1)。当該文書は、侍従職で保存期間が満了した後、歴史的に重要な文書として書陵部に移管され、公開されていたものである。よって当該文書は、本法における「特定歴史公文書等」に該当する文書とみなすことができる。

2011年4月の公文書管理法の施行によって、特定歴史公文書等の利用請求権が明示され、不服申立て等の手続が明確になったため、異議申立人は再度同じ文書の利用請求を行おうと思ったところ、目録への掲載がされていないことが明らかになった。

そこで異議申立人は、この件に関連する情報の公開請求を情報公開法に基づき宮内庁に行ったところ、2010年7月30日付の「歴史的資料ファイルの登載削除について(伺い)」という文書が公開された(資料2)。これによって当該文書が「皇室文書」に該当するために目録から削除されたことが判明した。

「皇室文書」という文書カテゴリーがいかなるものを指すのかは不明であるが、当該文書はもともと宮内庁が組織的に保有・管理していた文書であり、書陵部で保管されていたことから、歴史的に重要な文書として永久に保存すべき性質のものであったことは明らかである。また、「皇室文書」として現在でも宮内庁書陵部内に保管されていることも事実である。

そこで異議申立人は、公文書管理法に基づく利用請求を行ったところ、当該文書は不在との処分がなされた。しかし、上記に述べてきたように、本文書は歴史的に重要な公文書であり、かつ宮内庁書陵部内に保管されていることに疑いはないため、特定歴史公文書等として存在しないとする処分庁の決定は違法であると考えられる。

以上

資料 |

宮内書発第589号
平成21年 8月27日

瀬 畑 源 殿

宮内庁書陵部長
本 田 清 隆

平成21年8月21日付けで申請のあった資料の閲覧は、下記のとおり差し支えありません。

記

期 日	平成21年8月31日(月) 平成21年9月1日(火)		時 間	9時30分～12時00分 13時00分～16時30分	
	資 料 名	簿冊番号等	簿冊数	備 考 及 び 詳 細	
1	業務日誌 侍従職 昭和33年		1	部分閲覧	
2					
3					
4					

※ 来室の際、本書を係員に提示してください。